

民間木造住宅除却費補助金

1995年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等による犠牲者が、亡くなった方のうち8割以上を占めました。

地震による建物の倒壊から大切な命を守ることがとても重要です。

清須市では、地震発生時における建物の倒壊等による災害を防止するため、**住宅の取り壊しにかかる費用を補助**します。

■補助金額

1戸あたり20万円（上限）

■補助の対象となる住宅

次の①から⑤の要件を全て満たす住宅が対象となります。

- ① 現在お住まいの建物であること。
- ② 2階建て以下の木造住宅であること。
- ③ 戸建、長屋又は共同住宅（貸家を含む）であること。
- ④ 昭和56年（西暦1981年）5月31日以前に着工されたものであること。
- ⑤ 補助金の交付申請をするまでに木造住宅耐震診断を終えており、判定値が「1.0未満」と判定されたもの。

※公的機関所有のもの、過去に市の民間木造住宅耐震改修費補助金、耐震シェルター等整備費補助金の交付を受けたものは対象外です。

■申請から補助金交付までの流れ

① 申請

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 民間木造住宅除却費補助金交付申請書
- (2) 除却工事計画書
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- (4) 見積書等除却工事に要する経費が確認できる書類の写し
- (5) 現況の写真
- (6) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

② 交付決定

審査後、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書を送付します。

③ 計画の変更・中止等

工事の内容に変更が生じた場合などは、次の書類を提出してください。

【工事の内容に変更が生じた場合】

- (1) 民間木造住宅除却費補助金変更承認申請書
- (2) 変更の内容が分かる書類
- (3) 変更後の見積書等除却工事に要する経費が確認できる書類の写し

【工事が予定の期間内に完了しない場合】

- (1) 民間木造住宅除却工事遅滞等報告書
- (2) 遅滞の理由が分かる書類

【工事の中止又は廃止をする場合】

- (1) 民間木造住宅除却工事廃止（中止）届
- (2) 中止（廃止）の理由が分かる書類

④ 実績報告

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 民間木造住宅除却工事完了実績報告書
- (2) 除却工事に係る契約書の写し
- (3) 除却工事に係る領収書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 工事写真
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (6) 建設リサイクル法に関する届出の受領証の写し
(延べ床面積が80㎡以上のものに限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

⑤ 補助金の額の確定

審査後、適当と認めた場合は、補助金確定通知書及び補助金支払請求書を送付します。

⑥ 請求

⑤で送付された請求書に必要事項を記入のうえ提出してください。

⑦ 補助金の交付

⑥で提出された請求書に基づき、振込先へ補助金を振り込みます。

※申請される場合は、事前に都市計画課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

清須市建設部都市計画課計画建築係

TEL：052-400-2911（代表）

FAX：052-400-2963

メール：toshikeikaku@city.kiyosu.lg.jp